

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

6 総務部

(6) 契約管理課

監査結果	措置等結果
① 入札に係る事項について 2 度入札を実施したが、1 社のみ の入札で他社は全て辞退したため、 浜田市入札執行要領第 21 条及び第 35 条に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の随意契約 をした案件があった。事業者の選定 方法については、名簿に登録のある 市内・準市内事業者から選定してい る。 入札手続き上の問題はないが、落 札しない場合や指名業者の辞退が続 く場合は、業者の選定方法も含め、 担当課と仕様書が適当であるかの再 確認をするなどして、原因を調査す ることが望ましい。 また、要綱などのルールに基づ き、原則、市内に本社がある事業所 や会社を優先して指名しているが、 参加者が少ない場合、市外へ範囲を 広げていくことも検討し、指名競争 入札の競争原理が働くように努めら れたい。	地元企業の育成、受注機会の拡大等 を図る立場から基本は、主たる営業所 を浜田市内に有する者を優先して指名 している。 不調・不落になった場合は、担当課 と協議して仕様書の見直し修正など対 応している。また、指名基準数に則っ て指名数を決定しているが、特殊な案 件については、市場価格や特殊要素な ど担当課と協議して市外に範囲を広げ ている。 指名する時点では他者の参加の有無 はわからないため、競争原理は働いて いる。 引き続き入札条件や仕様書の内容を 明確にして、公平性、公正性を踏まえ た入札に努めていきたい。辞退事業者 に対してペナルティなどは検討してい ない。